

湯本デイサービスセンター指定管理者募集要項

1 募集の目的

湯本デイサービスセンターにおける指定管理者の指定期間が令和 8 年 3 月 31 日に終了することから、当該施設の管理運営にあたり、利用者サービスの向上、一層の効率的かつ効果的な運営等を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び天栄村デイサービスセンター設置に関する条例（平成 17 年天栄村条例第 28 号）第 8 条に基づき、この要項の定めるところにより指定管理者の募集を行います。

2 施設の概要

施設の名称：湯本デイサービスセンター

施設の所在地：天栄村大字湯本字下原 95 番地

施設の内容：延べ面積 350.70 m²

施設構造：木造 平屋建

事業内容：通所介護事業

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおりです。詳細は別に定める業務仕様書によります。施設の使用、管理上の瑕疵によって生じた損害賠償については、指定管理者の責任となります。

（1）デイサービスセンターの運営に関する業務

- ① 利用の許可その他利用に関すること
- ② センターの利用料金の収受に関すること

（2）デイサービスセンターの維持管理に関する業務

- ① 施設及び設備の維持管理に関すること
- ② 消防設備保守点検に関すること
- ③ 施設の清掃に関すること

4 管理の基準

（1）開館時間及び休館日

- ① 開館時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- ② 休館日：日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

（2）関係法令等の遵守

施設運営にあたっては以下の法令等を始め、関連する法令等を遵守してください。

- ① 地方自治法
- ② 社会福祉法
- ③ 老人福祉法
- ④ 介護保険法
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- ⑥ 高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律

- ⑦ 天栄村デイサービスセンター設置に関する条例
- ⑧ 天栄村デイサービスセンター設置に関する条例施行規則
- ⑨ 天栄村個人情報保護条例
- ⑩ 天栄村情報公開条例
- ⑪ 消防法、建築基準法、電気事業法その他施設維持、設備保守点検に関する法令
- ⑫ 労働基準法その他労働関係法令
- ⑬ その他の関係法令

(3) 施設の目的外使用の許可

施設の敷地内に施設本来の目的以外の用途に使用する場合、又は第三者に使用させる場合は、あらかじめ村の許可を受けるものとします。

(4) 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らすことはできません。

5 指定の期間

指定管理者の指定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日までとします。ただし、当該施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、期間の途中においても指定を取り消すことがあります。この場合指定管理者に損害が生じても賠償はいたしません。

6 管理費用について

管理費用は天栄村が指定管理者に支払う指定管理料と指定管理者が得る介護報酬収入等をもって充てることとします。

(1) 指定管理料

指定期間内における 1 年毎の指定管理料の額は、事業計画書や収支計画書等の内容及び運営計画、村の財政状況等を踏まえて総合的に検討し、指定管理者と協議の上、協定書に定め指定管理料として支払います。

なお、指定管理料については、指定管理料の算定基礎である当初収支計画書に対し、光熱水費等管理運営に要した経費及び施設利用料収入に大幅な増減があった場合は、村と協議の上、指定管理料を変更することができます。

指定管理料上限額は 7,000,000 円（消費税込み）

(2) 介護報酬等収入の使用用途

通所介護事業等の実施による介護報酬等収入については、管理業務に係る経費に充てます。

7 応募に関する事項

センターの指定管理者に応募することができる者は次に掲げる要件にいずれも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。

- ① 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用す

る場合を含む）の規定により、本村における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。

- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）の規定により更正又は再生手続きをしていない法人であること。
- ④ 法人等の役員に破産者、法律行為を行う行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑤ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

8 募集及び指定に関する事項

（1）申込期間

令和 7 年 10 月 22 日（水）から令和 7 年 11 月 12 日（水）まで

（2）受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（※郵送の場合は、令和 7 年 11 月 12 日（水）午後 5 時 15 分までに必着とする。）

（3）提出部数

正本 1 部、副本 1 部

（4）質問等

質問等がある場合は、「質問書」（任意様式）により令和 7 年 10 月 22 日（水）から令和 7 年 11 月 4 日（火）までの期間に郵送又は FAX で送付のあったものを受付し、回答は 11 月 10 日（月）までに回答する。

9 申込書類（天栄村公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則による）

（1）指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

（2）申込資格を有していることを証する書類

法人である場合は登記簿謄本、定款又はこれらに類する書類

非法人である場合は団体の代表者の身分証明書

（3）管理施設事業の計画書（令和 8～12 年度）

（4）管理に係る収支計画書（令和 8～12 年度）

（5）団体の経営状況を説明する書類（令和 6 年度）

収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類

貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）

（6）団体の活動内容等を記載した書類

10 申込書類の提出先

天栄村役場 健康福祉課福祉係

〒962-0592 天栄村大字下松本字原畑 78 番地

電話 0248-82-2115 Fax 0248-81-1008